

様式第3号（第13条関係）

会議録

会議の名称	令和6年度第1回朝霞市子ども・子育て支援事業計画部会	
開催日時	令和6年7月9日（火）午後2時から午後4時07分まで	
開催場所	朝霞市民会館（ゆめばれす）201会議室	
出席者及び欠席者の職・氏名	<p>【出席者10名】 嶋崎委員、田島委員、齋藤委員、川合委員、岡部委員、神部委員、西委員、喜多委員、吉村委員、鶴田委員</p> <p>【事務局12名】 堤田こども・健康部長、玄順次長兼保育課長、河本主幹、齋藤健康づくり課長、曾我係長、高橋こども未来課長、石田補佐、曾根田主任、榎本主任、株式会社船井総合研究所3名：塚本氏、小林氏、中田氏</p> <p>【欠席者3名】 吉山委員、獅子倉委員、安孫子委員</p>	
議題	<p>議題1 こども計画への変更について</p> <p>議題2 朝霞市のこどもを取り巻く現状について</p> <p>議題3 こども計画骨子案について（グループ討議）</p> <p>議題4 子ども・子育て支援事業計画骨子案について</p> <p>議題5 その他</p>	
会議資料	<ul style="list-style-type: none"> <li>・次第</li> <li>・席次表</li> <li>・朝霞市のこどもを取り巻く現状</li> <li>・資料1 朝霞市子ども・子育て会議委員 部会名簿</li> <li>・資料2 令和6年度スケジュール</li> <li>・資料3 「子ども・子育て支援事業計画」から「こども計画」への変更について(案)</li> <li>・資料4 「埼玉県こども計画(仮称)」の骨子案(イメージ)</li> <li>・資料5 朝霞市こども計画(第3期子ども・子育て支援事業計画)骨子(案)</li> <li>・資料6 基本目標ごとの課題の検討</li> <li>・資料7 子ども・子育て支援法に基づく基本指針の改定について(案)</li> </ul>	
会議録の作成方針	<input type="checkbox"/> 電磁的記録から文書に書き起こした全文記録	
	<input checked="" type="checkbox"/> 電磁的記録から文書に書き起こした要点記録	
	<input type="checkbox"/> 要点記録	
	<input type="checkbox"/> 電磁的記録での保管（保存年限 年）	
	電磁的記録から文書に書き起こした場合の当該電磁的記録の保存期間	<input checked="" type="checkbox"/> 会議録の確認後消去 <input type="checkbox"/> 会議録の確認後 か月
会議録の確認方法 ICレコーダーによる確認		
傍聴者の数	なし	
その他の必要事項		

審議内容（発言者、発言内容、審議経過、結論等）

【石田補佐】

開会前ではありますが、委員の皆様にお諮りします。

本日の審議会の開催については「市政の情報提供及び審議会等の会議の公開に関する指針」により、本審議会は原則公開となっています。

皆様、この会議は公開としてよろしいか。

【各委員】

異議なし

【石田補佐】

特にご意見がなければ、本日の会議は公開とします。

事務局は、傍聴希望者の確認を行い、希望者がいる場合は入室を許可してください。

（傍聴希望者無し）

【石田補佐】

定刻のため、ただいまから第1回朝霞市子ども・子育て支援事業計画部会を開催させていただきます。

本日進行を務めさせていただき、こども未来課の石田と申します。

どうぞよろしくお願い致します。

朝霞市子ども・子育て会議条例第7条第2項の規定により、会議については、委員の過半数が出席しなければならないとされています。

本日の出席委員は10名であり、会議の成立条件である部会員の定数11名の過半数の6名を満たしているため、会議は成立していることをご報告します。

本日吉山委員、穴倉委員、安孫子委員が所用により欠席との連絡をいただいています。

議事に入る前に、配布資料の確認をさせていただきます。事前配布資料として、資料1朝霞市子ども・子育て会議委員部会名簿、資料2令和6年度スケジュール、資料3「子ども・子育て支援事業計画」から「こども計画」への変更について(案)、資料4「埼玉県こども計画(仮称)」の骨子案(イメージ)、資料5朝霞市こども計画(第3期子ども・子育て支援事業計画)骨子(案)、資料6基本目標ごとの課題の検討、資料7子ども・子育て支援法に基づく基本方針の改定について(案)、当日配布資料として次第、席次表、船井総研より朝霞市のこどもを取り巻く現状をお配りしています。

資料に不足がある方はいらっしゃいますか。

【各委員】

なし

【石田補佐】

では初めに、嶋崎部会長より御挨拶をお願いします。

【嶋崎部会長】

皆さんこんにちは。いつもの会議と違って、今日は話し合いをできる場を設けています。

この会議のミッションとして、計画を作成することと、資料の進捗を共有することが挙げられます。資料2の年間計画や、アンケートに基づいて骨子案を作成し、7月19日の全体会で確認を行っていく予定です。そのあと素案ができて、今年度中に完成する予定となっています。

本日の部会では、事務局も真摯に計画を立てていますが、我々の目線で必要な観点や取り入れるべきことについて率直に意見交換をするべきだと考えます。

本日の会議が良いものになることを祈ります。

**【石田補佐】**

ありがとうございました。

では、これからの進行は部会長にお願いしたいと思います。

**【嶋崎部会長】**

それでは議題1「こども計画への変更」について、事務局から説明をお願いします。

**【石田補佐】**

それでは議題1に関して説明します。まず資料3と子ども子育て支援事業計画の冊子をご用意ください。

まず資料3について説明します。令和5年4月1日にこども基本法が施行され、市町村はこども大綱及び都道府県こども計画を勘案し、こども計画を策定することとなりました。本市においては第2期子ども・子育て支援事業計画を踏襲する形で、第3期計画を策定することとして本会議を進めてきました。令和5年12月22日にこども大綱が示され、全てのこども・若者が身体的・精神的・社会的に幸せな状態(ウェルビーイング)で生活を送ることができる「こどもまんなか社会」の実現を目指すものとされています。

また、こども基本法第10条第5項において市町村こども計画はこども施策に関する事項を定めるものと一体として作成できると規定されており、①としてこども・若者計画や②として子どもの貧困対策計画、その他の法令の規定により地方公共団体が作成するこども政策に関する事項を定めるもの、この3点をとりつつ、この中に第2期子ども・子育て支援事業計画という次世代育成支援対策法を含むという意味で4つの計画を一体のものとして作成することになっています。

冊子の46ページ、47ページにある第2期子ども・子育て支援事業計画では、次世代育成推進法対策行動計画の中に、こどもの貧困対策の推進にかかる計画が含まれている形になっています。

例えば47ページでは、施策の方向性の(3)で経済的困難を抱える家庭・保護者に対して、また24ページでは第2期事業計画の中でも子どもの生活に関するアンケートを実施するなど、こどもの貧困対策の推進にかかる計画という部分で含まれていることがわかります。

また、48ページ、49ページには子ども・子育て支援事業計画とあり、これまで第3期朝霞市子ども・子育て支援事業計画を作成する中で、今回お話をいただいた次世代育成支援対策推進法行動計画と、子ども・子育て支援事業計画、子どもの貧困支援対策の推進の3つ以外に今回、市町村子ども・若者計画を包含する形となり、市町村こども計画を作成することが、こども基本法の趣旨に則っていると判断したことから、子ども・若者計画からこども計画に変更していきたいと考えています。

今説明したことについては、資料3下部のイメージ図をご参照ください。こども計画の中に、子ども・子育て支援事業計画を包含する形となり、これまで本会議で議論された子ども・子育ての考え方を大切にしながら、「こどもまんなか社会」の実現に向けたこども計画を策定して参りたいと思うのでよろしく申し上げます。

**【嶋崎部会長】**

ただいま、事務局から説明をいただきましたが、この件について御質問はありますか。

**【各委員】**

なし

**【嶋崎部会長】**

御意見がないようであれば、次の議題に進みたいと思います。

続いて、議題2「朝霞市のこどもを取り巻く現状」について、事務局より説明をお願いします。

**【船井総合研究所 塚本氏】**

それでは私の方からご説明させていただきます。

「朝霞市のこどもを取り巻く現状」の11ページをお開きください。

冒頭から順にグラフを用いて説明します。

まず人口の推移についてお話しします。①は総人口の推移となっています。棒グラフの黒が深いほうが総人口の推移、その右側にあるのが世帯数、上の方の折れ線グラフが世帯当たり人員となっています。世帯数についても同様に増加傾向にあり、令和6年は7万646世帯というようになっています。一方で世帯当たり人員は右肩下がりになっているのがわかります。緩やかではあるが減少しており、令和6年度には人世帯当たり2.06人の人員というような結果になっています。

続きまして、②子どもの数(0～18歳人口)をご覧ください。こちらの積み上げ棒グラフは、下の方から0～4歳、積みあがって一番上のほうが15歳～18歳のグラフになっています。全体の推移を見ると、合計で緩やかな右肩下がりになっており、直近の令和6年には0～18歳の人口が2万3996人になっています。各年齢で増減はあるが、全体の結果では緩やかに増加していることが見て取れます。

めくっていただき、続いて、③の若者の数(19～29歳未満)の推移についてお話しします。一番下が19歳、その次が20～24歳、一番上が25～29歳となっています。各年齢を見て頂くと19歳が増減を繰り返しており、直近の令和6年では前年度より増えており、1359人となっています。中間である20～24歳は減少傾向にあり、8121人です。続いての25～29歳の人口は増えており、現在9757人です。各年代によって増減が見られるという状況です。

続いて出生数の推移について説明します。下の方から19歳以下、20～24歳という形で上に行けば行くほど母親の年齢が若い時に出生している数となっています。全体を見ると分かるが平成30年から令和3年にかけて右肩下がりの減少傾向となっています。一番新しい令和3年は1168人という形です。また母親の年齢別の出生数を見ると、30～34歳が最も多く、続いて35～39歳、25～29歳という順になっていますが、この傾向は令和2年と3年でも異なり、2年だと30～34歳が一番多く、次に多いのが25～29歳というような結果になっています。②合計特殊出生率について、点線ではない黒線が朝霞市にあたります。令和2年度までは

全国・埼玉県を上回る結果であったが、令和3年には全国の平均が1.30に対して朝霞市は1.24と落ちてしまった傾向があります。令和4年度はやや上がり1.25という形で全国よりは低い埼玉県平均よりは高い結果となっています。

続いて4ページ目、女性の就業率の推移についてお話しします。いずれのグラフも朝霞市のグラフであり、年齢によって線が異なります。一番着目していただきたいのは最初の平成12年度が64.2%になっている20～24歳の点線のグラフです。こちらは、平成12年度は一番高かったが、年々減少傾向にあり、平成27年のタイミングで56.6%と最も就業率が低い結果になっています。逆に言えば30代の就業率が上がったとも見て取れます。

続いて女性の年齢階層別就業率に移ります。全国的にM字カーブを描くが、特に朝霞市は一番黒い折れ線グラフで最も深いカーブを描いています。本市は特に30歳代と40歳代で下回っており、M字の底が最も深い結果になっています。

続いて5ページ、4番の就学前児童・待機児童の推移についてお話しします。最も黒いグラフでは、就学前児童数を表しており、隣の濃いグレーは保育所の定員数です。その右の折れ線グラフは入所申請者数、上の折れ線グラフが保留児童数、下が待機児童の数となっています。もっとも黒いグラフは令和2年以降緩やかに減少しており、令和6年には7329人となっています。保育所等の整備が進み、保育所定員数は年々増加しているが、毎年定員数を上回る入所申請があります。

続いて6ページ保育所・幼稚園・家庭保育室等の利用状況の推移に移ります。下から積み上げの棒グラフになる。就学前児童で施設を利用しない人は減少傾向にあり、保育所などの利用率は令和6年では74.4%と過去最高を記録した。一方で幼稚園の利用者数は減少傾向にあるのが見て取れる。下の5番は小学生児童・放課後児童クラブの利用者の推移である。積み上げグラフは児童数を表しており、小学校の児童数は令和6年に7712人、放課後児童クラブの利用者は1776人でありどちらも増加傾向にある。

続いて7ページ、障害のあるこどもの状況に移ります。就学前児童と小～高学生の発育相談の相談者数についてお話しします。2歳～年少未満の利用が比較的多くなっており、小学校においても増減はあるが小学校1～2年生の相談が多くなっています。

続いて8ページ、7番のひとり親家庭の状況についてお話しします。上のグラフは0～5歳児、下のグラフは0～17歳児を表しています。0～5歳のひとり親家庭数を見ていただくと、どの年代においてもひとり親家庭の9割が母子家庭であることがわかります。0～17歳のグラフでは年々増加傾向で右肩上がりであることがわかります。下の2番、児童扶養手当受給家庭数の推移は、わかりやすく右肩下がり、受給家庭数が減っていることがわかります。また、こちらも多くは母子家庭であることがわかります。

続いて8番、児童虐待に関する状況について、①が児童相談所の児童虐待相談件数であり、おおむね横ばいで推移しています。令和5年は297人です。下の表は②里親登録世帯数、こちらもほぼ横ばいであるが、やや横ばいです。下の表は児童養護施設・乳児院の延べ入所児童数であり、やや横ばいであるが乳児院については増加傾向にあります。

続いて9番、外国に繋がりがああるこどもに関する状況の①外国籍市民人口についてお話しします。外国籍市民人口は毎年増加しており、総人口に占める割合も増加しています。令和6年には3.2%に上昇していることが見て取れます。特に19歳以上の割合が一番多く、直近では4092人です。下の表は外国籍児童の生徒数であり、市内保育所には令和5で89人、令和6年で86人という結果になっています。公立小中学校においては、直近で188人が在籍しています。

最後は日本語指導が必要な児童生徒数です。年度によって増減があるが、直近では29人となっています。私の方からは以上です。

**【嶋崎部会長】**

ただいま説明をいただきましたが、御質問はありますか。

**【各委員】**

なし

**【嶋崎部会長】**

御質問がないようであれば次に進みたいと思います。議題3 こども計画骨子案について説明をお願いします。

**【高橋課長】**

こども計画の骨子案を説明します。

まず資料5番をご覧ください。

こちらについては、昨年からグループ討議を行ってきた、こども計画の骨子案です。年末にアンケートを行ったり、ヒアリングをしたりして市民に協力していただきました。また、令和7年から11年に向けてのこども計画の骨子案を示したものです。

まず表の見方です。基本方針の欄があるが、こども基本法において踏まえるとされている施策内容がこども計画においてどのように反映されているかを示しています。こども・若者対策というお話もあったかと思いますが、こどもの貧困対策の話もあります。

次に、こども計画は、資料5の下段に示すこども大綱及び、埼玉県こども計画を勘案することとされています。それぞれ何が示されているかは、表の下の左側にこども大綱の方針を6点ほど書かせていただいています。右側に埼玉県こども計画が踏まえる12点を示しています。参考までに資料4として埼玉県こども計画の骨子イメージを添付しているので、参照してください。

ここには、市の計画と同じように、県・国において子どもの置かれている状況を勘案して施策を打っていかないといけないと示されています。

本市のこども計画ですが、みなさん計画書をお持ちだと思うので、計画書の46ページ、47ページを開いてください。これが、第2期計画の骨子となります。朝霞市こども計画ではこれからどうしていくか話していきたいと思います。これまでの第2期子ども・子育て支援事業計画においては、3つの基本目標と9つの基本方針に基づき、こどもの育ちや子育てを支えるためのさまざまな施策や事業に取り組んでいます。

新たなこども計画においては、子ども・子育て支援事業計画の考え方を大事にしながら、子どもたちが個性を残し健やかに育つため、子ども・若者の力を引き出すための新たな基本目標を設定し、4つの基本目標と8つの基本方針としたいと思います。新たなと言ったのは、2番の子どもの生きる力を際立たせるためです。

まず基本目標1は、「すべてのこども・若者が幸せを感じ成長できるまち」として、こどもの権利養護、こどもを人権侵害や犯罪、いじめや不登校などから守り、また、こどもの意見が尊重され、こどもが自分らしく生きることができる社会づくりを目指すこととしたいと考えています。子どもの権利について考える章です。

次に、基本目標2は「すべてのこども・若者が夢を思い描けるまち」として、こど

もの居場所の充実や、こども・若者の生きる力を引き出すような施策の方向性を計画の中に反映したいと考えています。2番の子どもの生きる力を考える部分にしたいと思います。

次に、基本目標3は「すべてのこども・若者が安心して子育てできるまち」として、ライフステージを通じた切れ目のない伴走型の支援を提供すること、また、さまざまな困難を抱える子育て家庭への支援、子育て家庭が住み続けたくなるまちづくりや住民の機運醸成などを進めて参りたいと考えています。困難に対して手を借りる、ライフステージを通じて子育て支援をしていく、子育て家庭が朝霞市に住み続けたくなる施策を論じたいと思います。

次に、基本目標4は「すべてのこども・若者が質の高い教育・保育を受けられるまち」として、教育・保育事業の充実及びサービスの質を高める施策の方向性としてと考えています。第2期子ども・子育て計画でも章として定めています。引き続き、こども計画では重要な部分なので、計画の中に反映していきたいと思います。

なお、基本目標の下に基本方針を定めていますが、表中の網掛け部分においては、計画期間の令和7年から11年の5年間で力を入れて取り組む重点方針を定めたいと考えています。

1点目が基本方針1-1「こども・若者の心身の健やかな成長を守るために」として、あらゆる種類の虐待や搾取など、また、社会情勢の変化によるこどもを取り巻く犯罪等の増加、さらには、不登校やヤングケアラーなど顕在化している課題などからこどもを守っていく取組を充実させていきたいと考えています。

次に、2点目が基本方針2-1「こども・若者の生きる力を引き出すために」として、少子化が進む世の中において、本市におきましては宅地開発等の影響によりこどもの数はそんなに変わることがないですが、このことは今後の市政発展に向けての大きな財産であると考えています。こどもたちにさまざまな体験機会を提供し、朝霞市で育っていることを実感していただき、将来にわたって朝霞市を選択していただけるような取組を充実させていきたいと考えています。一例ですが、児童館やプレーパークなど遊びの場の充実や生涯学習や農業などさまざまな学習体験、中学校区ふれあい推進事業や清掃活動など地域とのつながりなどを強化していくことが想定される章となっています。

次に、3点目が基本方針3-1「ライフステージを通じた切れ目のない支援を提供するために」として、子育て世代の特徴として、妊娠期、出産期から保健センターなどの関係機関とのつながりがある世帯は比較的に子育て情報が手に入りやすい一方、こどもが生まれてからの転入世帯は子育て情報や相談機関を知らないことが多いことがアンケートで分かりました。本市ではこうした世帯が一定数いらっしゃるものと考え、情報発信の工夫や相談機関、体制の充実、また、こども同士や保護者の仲間づくり場を提供する取組を充実させていきたいと考えます。一例ですが、子育て家庭のワンストップ窓口としてのこども家庭センターの設置や、北朝霞地区に建設予定の児童館と子育て世代包括支援センターにおける仲間づくりの支援などが想定されます。

#### 【高橋課長】

ここからは、班ごとに意見交換をしていただきます。資料6を用いながら、各章ごとに区切って、ファシリテーターを中心に討議を進めていただきたいと思います。検討5分、意見集約5分、発表5分と目安の時間を設けています。私の方で時間になったらベルを鳴らします。いただいた意見は集約し、計画に反映できるものは検討を進めていきます。それでは、班に分かれてよろしくお願ひします。

(グループ討議)

【曾根田主任】(1班)

委員さんの活動の中で感じていることとして、親が虐待をしているであろう世帯に出会ったときにどう対処していいかわからないということが挙げられました。学校の家庭訪問がなくなり、個人面談しかない現状では見えるものが全く違うのではないか。時間を割くべきところに割き、メリハリをつけて家庭を見るべきではないか、という意見が上がりました。また、議題とは少し離れてしまうが、教育部門が会議に入っていたほうが良いという意見もありました。他には、こどもの権利をうたう上で生きる権利以外にも遊ぶ権利があるのではないかということでした。

【石田補佐】(2班)

資料6の基本方針を変えた方がいいという意見がありました。子ども目線にすることでより事業が活けると考えます。

他には、小さい時から性教育を学ぶことが大事だと考えます。子どもたちを中心に生きる力をつけていくことが必要なのではないか。同時に、福祉体験をして生活に直結することを教える必要があるという意見がありました。

【高橋課長】

続いて、2つ目の項目の「こども・若者の生きる力を引き出すために」について話し合いをお願いします。

(グループ討議)

【曾根田主任】(1班)

子どもの経験や体験が重要になってくると思います。こども大学のようなものは継続して経験が得られるため今後も開催していただきたいです。対して、こども会の活動や泊りがけの保育など、なくなって困るようなことはキーワードとして盛り込んでほしいという意見や、体育祭など学校の行事も縮小され、順位を付けなくなってきているがなにか子どもが胸を張って言えるような体験をさせてあげたいという意見もありました。

また、共働きの方でも参加できるようなサービスがあったら良いという意見がありました。

【石田補佐】(2班)

まず、ボール遊びができる公園が少ないのではないかという意見がありました。一例として、A県にはボール遊びができない公園はない。ボール遊びを通して生きる力が養われることもあると思う。朝霞だと近隣の方から苦情が来るが、そういった人に対して啓発が必要だと思うという意見がありました。

基本目標の2について、夢を諦めさせない方針にしたらいと思う。助詞を変えるだけでもだいぶ見方が変わると思うという意見がありました。

また、ほんちよう児童館は勉強スペースがあることによって人気のため、こどもが勉強できる場所を増やしたい。Wi-Fiのある環境も欲しいという意見がありました。

**【高橋課長】**

では、続いて、伴走型支援についてご検討ください。

(グループ討議)

**【曾根田主任】(1班)**

まず3-2について、(5)として多胎児について記載することはどうかという意見がありました。経済的・肉体的に支援が必要な場合もあるということでした。

また、体験の機会が減ってきていることについて、経済的に困難な家庭へ市がサポートすることはできないのだろうかという意見もありました。

公園は、新規で作るのではなく、整備して、今あるものを活用したほうが良いという意見や、すべての若者の部分にダイバーシティの内容を入れてはどうか、という意見がありました。

**【石田補佐】(2班)**

まず3つの基本方針についてですが、「のまちにする」のように言い切りの形に変えてはどうかという意見がありました。

また、様々な困難を抱えている人が普通の生活をするにはどうするかを考えていくべきである。例えば、朝霞では外国人が増え続けているが、今後、学習支援が必要になってくる。そうしたときに、サークル等と協力して支援していければいいと思うという意見がありました。外国人以外の新しいタイプの方の支援が今後の課題になると考えるという意見もありました。

**【高橋課長】**

では、最後の議題4について検討をお願いします。

(グループ討議)

**【曾根田主任】(1班)**

朝霞市内の公立保育園では、両親が休みの日は預けられないという指摘がありました。こども誰でも通園制度を始める前に、まずはここではないのかという意見がありました。

また、4-1の文言をわかりやすいように修正をかける方がよいという意見がありました。

最後に、放課後の居場所を作るために、ランドセルのまま児童館に行くことができればという意見が出ました。

**【石田補佐】(2班)**

「～のために」ではなく、「～の充実」のように言い切ってはどうかという意見がありました。

質の高い保育は、こどもの人数が増えると質が低下するので、両立できるようにするのが課題となります。また、地域に合った教育・保育の確保が重要になってきます。同時に保育士の環境の質を高める必要があるという意見がありました。

こども誰でも通園制度については、議論して慎重にするべきであり、保護者・保育士目線の両立が難しいと感じています。

**【高橋課長】**

グループ討議を終了とします。今後の流れとしては、これらの意見を事務局で持ち帰り、整理したあとに基本方針の文言の変更を行います。そして19日の本会議で骨子の案・考え方・方向性についてご承認いただいたのち、骨子案のキーワードにどのような施策が結びついてくるかを各課に抽出していただきます。それらを秋の子ども・子育て会議で示していく予定となっています。

最後になりますが、基本理念の空欄の部分を皆様に埋めていただきたいと思います。第2期計画の43ページを開いてください。根幹となる考え方の部分で、第2期計画においては基本理念を「このまちで 育ててよかった 育ててよかった 子育て・子育てのよろこびをわかちあえるまち 朝霞」としていました。ちなみに、第1期計画では「子育て」の言葉は入っていませんでした。第1期計画から第2期へのタイミングの中で、こどもの自主的な育ちを促し、「子育て」の言葉を追加しています。

第3期計画にあたるこども計画においては、こども大綱を踏まえることとされており、全てのこども・若者がウェルビーイングな状態で生活を送ることができる部分が大きなところです。引き続き、こども自身が健やかに育つ「子育て」の視点は大切ですが、すべての子育て家庭を社会全体で支えていく「子育て」の視点も忘れてはいけなと感じています。

併せて、こどもが「朝霞で育ててよかった」、保護者が「朝霞で育ててよかった」と実感し、地域の人たちが「子育て・子育てのよろこびをわかちあえるまち」を目指していくとの考え方は継続して参りたいと考えています。

以上の説明を踏まえつつ、グループで話し合いをしていただきたいと思います。

(グループ討議)

**【高橋課長】**

案が出ませんので、事務局としては引き続きこの目標を継続して参りたいと考えています。何か意見はございますか。

**【西委員】**

先ほど出てきた意見では、公園でボール遊びが禁止になった経緯が、地域の方からの苦情、厳しいルール化であるが、苦情を言っている大人もみんな過去は子どもだったため、地域で子育てしていくという意見を啓発していきたいという意見が出ました。「このまちで 育ててよかった 育ててよかった 子育て・子育てのよろこびを地域でわかちあえるまち 朝霞」のように、地域が入ったら啓発につながるのではないかと思います。

**【高橋課長】**

他に何かございますか。

ないということではないと思いますが、この部分は19日にまた検討してお伝えできればと思います。第2期・第3期が一緒というのも、少し視点を変えるのも必要かなと思ってはいます。私の方からは以上です。

**【嶋崎部会長】**

では、議題3を終結し、議題4「子ども・子育て支援事業計画骨子案」について、事務局より説明をお願いします。

**【曾根田主任】**

では、お手元に第2期計画書と資料7をご用意ください。

また、第2期計画書は46ページをお開きください。

冒頭から何度か説明をさせていただいてはいますが、第2期子ども・子育て支援事業計画は、46・47ページの、こどもたちが健やかに生まれ育ち、保護者が安心して子育てに取り組むことができるよう、市の子育ち・子育て支援の取組の方向性を示した「次世代育成支援対策推進法に基づく行動計画」と、48ページに示す、幼児期の学校教育・保育、地域の子ども・子育てを円滑に実施する、子ども・子育て支援法に基づく、「子ども・子育て支援事業計画」を包含した計画として作成しています。第3期においてもその方向性は変わるものではございません。

先ほど、第2期では46、47ページに示している「次世代育成支援対策推進法に基づく行動計画」の部分は皆さまにご議論いただき、骨子案が固まりましたので、次に第2期では48ページに示している、子ども・子育て支援法に基づく「子ども・子育て支援事業計画」の部分を説明させていただきます。

資料7の1、経緯に記載させていただいたように、「子ども・子育て支援法に基づく事業計画」の基本指針は、幼児期の学校教育・保育、地域の子ども・子育ての円滑な実施を確保するための基本的な指針ですが、児童相談対応件数の増加など、子育てに困難を抱える世帯がこれまで以上に顕在化してきている状況等を踏まえ、子育て世帯に対する包括的な支援のための体制強化等を行うことが必要であることから、家庭支援事業の新設、及び、こども家庭センター及び地域子育て相談機関に関する事項の追加などが規定されました。

したがって、第3期における、子ども・子育て支援法に基づく「子ども・子育て支援事業計画」については、2基本指針の表中の③家庭支援事業欄に「子育て世帯訪問支援事業」、「児童育成支援拠点事業」、「親子関係形成支援事業」の3事業を新たに指針に加える他、①幼児期の学校教育・保育の部分に「こども誰でも通園制度」、②地域子ども・子育て支援事業の利用者支援事業の部分に「こども家庭センター」との指針を設定してまいりたいと考えています。

なお、新規事業の用語解説と実施に向けた課題を資料裏面に記してあるためご参照ください。

説明は以上です。

**【嶋崎部会長】**

ただいま事務局から説明をいただきましたが、御質問はございますか。

**【石田補佐】**

補足ではありますが、後半計画の部分に、量の見込み、質の向上を数値目標化して5年の間でしっかり取り組んでいく予定です。

**【嶋崎部会長】**

それでは、以上で議題はすべて終わりましたが、全体を通して御質問はございますか。

**【各委員】**

なし

**【嶋崎部会長】**

それでは、御質問がないようですので終了とさせていただきます。

以上で議題内容はすべて終了しましたが、最後に本会議の議事録等の手続きについては、部会長にご一任いただきたいと思います。

これで議長の座を下ろさせていただきます。

**【石田補佐】**

嶋崎部会長、議事進行ありがとうございました。委員の皆様においても、長時間の御審議ありがとうございました。

以上で第1回朝霞市子ども・子育て支援事業計画部会を終了します。

次回の会議は7月19日、市民会館で全体会がございます。よろしくお願ひします。